

大川市木造戸建て住宅性能向上改修促進事業補助金

「地震に強い安全・安心なまちづくり」及び「脱炭素社会」の実現



1. 補助対象住宅

- ・市内に存在している 2 階建て以下の木造一戸建て住宅
- ・過去に本事業の補助金の交付を受けていない
- ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築又は工事着工したもの
- ・耐震診断を実施した結果、耐震診断の上部構造評点が 1.0 未満

- ・建築基準法及び関係法令の規定に違反しない
- ・現に居住者がいること。ただし、性能向上改修工事において当該性能向上改修工事後に居住する予定の者がいる場合又は建替え等に伴う除却工事において空き家の相続等若しくは移住者による空き家の購入の場合は、この限りではない。

2. 補助対象工事 ※補助額:最大 80 万円※

改修したい

<性能向上改修工事>

耐震改修工事 (原則として省エネ改修工事と併せて実施)

建物全体又は 1 階部分の上部構造評点が 1.0 以上になるよう補強する工事

例) 接合部の補強工事、屋根の軽量化工事 等

補助額:対象経費の 40%(上限額 50 万円)

(独立行政法人住宅金融支援機構による高齢者向け耐震改修融資への利子補給制度を利用する場合は、上限額 25 万円)

省エネ改修工事 (省エネ改修工事のみは対象外)

開口部、躯体等の断熱化工事、設備の効率化等、省エネ性能の向上を図る工事

例) ペアガラスへの交換、断熱材の設置 等

補助額:対象経費の 25%(上限額 30 万円)

解体したい

<建替え等に伴う除却工事>

除却工事

下記に該当する除却工事(解体・撤去に要する経費又は 39,900 円/㎡のいずれか低い方)

補助額:対象経費の 23%(上限額 30 万円)

- ・地震に対する安全性が確保された住宅に住み替えることに伴い、現在の住居を除却する場合
- ・相続または遺贈により取得した空き家を解体する場合 (相続等から 3 年を経過する日の属する年の翌年 1 月末日までに市に実績報告書を提出できるもの)
- ・移住者が、自宅を新築するために購入した空き家を解体する場合 (移住者の移住前の居住地は、市の内外を問わない)

3. 補助対象者

- ・本市の市税を滞納していない
- ・暴力団・暴力団員及びそれらと密接な関係を有しない
- ・補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の 2 月末日までに事業を完了し、交付請求をすることができる

4. 事前協議

補助金申請する前に、事業計画等について市と協議が必要です。交付決定前に着手された場合は補助対象となりませんので、ご注意ください。

5. その他

補助を受けるためには、耐震診断を受けて耐震性の有無を確認することが必要です。

福岡県の耐震診断アドバイザー派遣制度(<http://www.fkjc.or.jp/jigyotad>)のご利用については、以下にお問い合わせください。

(一財)福岡県建築住宅センター TEL:092-582-8061、一般診断(床下小屋裏進入調査付診断) 6,000 円(税込)

※建替え等に伴う除却工事の場合は、「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」でも可。(調査票については市ホームページを参照してください。)

< お申込み・お問い合わせ > 大川市都市計画課住宅政策係

先着順に受付し、予算額に達した時点で受付を終了します。

TEL:0944-85-5604 / FAX:0944-87-2115 / Eメール:okwkentiku_k@city.okawa.lg.jp